

## 災害時等の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定めることができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(情報会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2号の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 資料 2-2

### 災害時等の相互応援に関する協定実施細目

#### (趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規程に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

#### (連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

#### (応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

#### (応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口で電話等により通報するものとする。

#### (報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

#### (経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条に規程に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

#### 付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

資料 2-2

別記様式第 1 号

連 絡 窓 口 届 出 書

		平成 年 月 日 現在	
		協定市町村名	
		所在地	
連絡体制		昼 間	夜 間 ・ 休 日
① 連絡担当課			
② 連絡担当者職・氏名	正		
	副		
③ 連絡電話番号			
④ 防災行政無線	設置場所		
	無線番号		
	FAX番号		
⑤ 電話 FAX 番号			
⑥ その他連絡に必要な事項			

- 備考 1 届出事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく届け出ること。  
 2 防災行政無線とは、茨城県防災行政無線を指す。

## 資料 2-2

別記様式第2号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

応援市町村長 殿

被災市町村町名



### 応 援 要 請 書

災害時等の相互応援に関する協定第4条により応援を次のとおり要請します。

#### 記

① 災 害 の 種 別	
② 災 害 発 生 日 時	
③ 災 害 発 生 場 所	
④ 被 害 の 状 況	
⑤要請する生活必需物資、 資器材、車両、人員、 一時収容施設等の種別・ 数量	
⑥ 応 援 の 主 な 活 動	
⑦ 応 援 の 到 着 希 望 日 時	
⑧ 応 援 の 実 施 場 所	
⑨ 使 用 す る 無 線 局	
⑩ そ の 他 必 要 な 事 項	

資料 2-2

別記様式第3号

応援活動結果報告書

市町村名 \_\_\_\_\_

災害種別		災害発生場所			
災害の発生日時	平成 年 月 日 時 分頃	応援要請 受信時分	月 日 時 分 受信	発信者	
				覚知方法	
応援活動の概要					
応援出動状況	応援機関	人員	車両	その他	特記事項
資器材等使用状況					派遣人員の負傷
					資器材の損傷

資料 2-2

別記様式第 4 号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

被災市町村長 殿

応援市町村町名



応援に要した経費の請求について

このことについて、平成 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ応援したので、災害時等の相互応援に関する協定第 5 条及び同実施細目第 6 条に基づき、下記の通り応援に要した経費を請求いたします。

記

請 求 金 額		<u>金</u> _____ 円	
請 求 金 額 の 内 訳	経 費 の 区 分	請 求 金 額	摘 要

## 資料 2-3

### 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第 2 条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急輸送その他防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第 3 条 応援の要請は、県生活環境部防災・危機管理局消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前 2 条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めたときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第 6 条 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 2-4

### NHK水戸放送局及び㈱茨城放送に対する放送要請手続

#### 1 放送の要請

知事及び日立市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。

なお、日立市長の放送要請は、知事を通じて行うものとする。

#### 2 要請の手続き

放送の要請は消防防災課長が次の放送申込書に必要な事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（日本放送協会水戸放送局 029-221-7101、㈱茨城放送 029-244-2121）又は口頭により行う。

#### ■ 様式

放 送 申 込 書	
放送要請の理由	
放 送 事 項	
その他必要な事項	

平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

日立市長 印

(注)本申込書は正副の複写とし、日立市長印は正のみとする。



## 資料 2-5

### 災害時における相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、桐生市と日立市のいずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第 2 条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第 3 条 災害の発生により応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助の実施)

第 4 条 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に応ずるものとする。

## 資料 2-5

### (経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した市が負担するものとする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規程する経費を直ちに支出する暇がなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合には、応援を要請された市は、当該経費を支弁するものとする。

### (連絡責任者)

第 6 条 第 2 条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、両市に連絡責任者をおく。

- 2 連絡責任者は、次のとおりとする。
  - (1) 桐生市総務部総務課長
  - (2) 日立市総務部防災課長

### (雑則)

第 7 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市が協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、当事者が署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 7 年 1 1 月 2 9 日

## 資料 2-6

### 災害時における相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、山辺町及び日立市（以下「両市町」という。）のいずれかの地域に係る災害が発生した場合に、被災市又は町の要請による災害応急対策及び災害復旧を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第 2 条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第 3 条 災害の発生により応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助の実施)

第 4 条 応援の要請を受けた市又は町は、当該応援の要請に応ずるものとする。

## 資料 2-6

### (経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した市又は町が負担するものとする。

2 前項の場合において、当該応援を要請した市又は町が当該費用を支出するいとまがないときは、当該応援を要請した市又は町は、当該応援の要請を受けた市又は町に対し、当該費用の支弁を求めることができるものとする。

### (連絡責任者)

第 6 条 第 2 条に掲げる応援の要請に関する事項の确实かつ円滑な連絡を図るため、両市町に連絡責任者をおく。

### (雑則)

第 7 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市町が協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、両市町の長が署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 12 月 9 日

## 災害時における相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、日立市、高萩市及び北茨城市（「以下（関係市）」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 災害の発生により関係市町の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

## 資料 2-7

(援助の実施)

第4条 応援の要請を受けた関係市町は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した市町が負担するものとする。

- 2 応援を要請した市町が、前項に規程する経費を直ちに支出する暇がなく、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合には、応援を要請された関係市町は、当該経費を支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町に連絡責任者をおく。

- 2 関係市町の連絡責任者は、次のとおりとする。

- (1) 日立市総務部生活安全課長
- (2) 高萩市総務部総務課長
- (3) 北茨城市総務部総務課長

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県内市町村の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を4通作成し、関係市町長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年4月1日

## 資料 2-8

### 災害時における相互応援協力に関する覚書

日立市（以下「甲」という。）と日立郵便局ほか30局（別紙のとおり。以下「乙」という。）は、日立市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に規程する被害をいう。）が発生した場合、相互に協力し、必要な活動を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

#### （協力要請）

第1条 甲及び乙は、日立市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を、乙に提供すること。
- （3） 被災状況、被災市民の避難先等の情報を相互に提供すること。
- （4） 甲が管理する避難所に臨時の郵便差出箱を設置する。
- （5） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積所等として甲に提供すること。
- （6） 乙が所有し、又は管理する車両を緊急連絡用車両として甲に提供すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか協力できる事項

#### （協力の実施）

第2条 甲及び乙は、前条に規程する要請を受けたときは、それぞれの業務に支障のない範囲で協力しなければならない。

#### （経費の負担）

第3条 第1条に規程する要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、要請をした者が、相互に適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

#### （職員の派遣）

第4条 乙は、甲に災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて乙の職員を派遣することができる。

## 資料 2-8

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲及び市内各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては日立市総務部長、乙においては日立郵便局長とする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の交換を証とするため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年1月21日



## 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム茨城（以下「乙」という。）は、日立地域で地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、日立市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙は生活必需物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動等を積極的に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は災害が発生した場合においては、生活必需物資を調達する必要がある場合と認めるときは、乙に対し、その保有する生活必需物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （生活必需物資の範囲と調達）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、食料品類・日用雑貨品類で、災害の状況により甲が生活必需物資を判断し要請するものとする。

2 乙は要請に応じて生活必需物資の調達を行うが、品目、数量等が揃わずとも調達できた物資を供給するものとする。

### （運搬）

第4条 生活必需物資の運搬については、甲が乙に要請するものとする。ただし、必要に応じて、甲が指定するものを行うことができる。

2 生活必需物資の運搬先は、原則として甲が指定する場所とする。

### （経費の負担）

第5条 前条の規定により、乙が提供した生活必需物資の代価及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

### （広域的な支援体制の整備）

第6条 乙は、乙の事業区域以外の生活協同組合との間での連携を強化し、生活協同組合相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

## 資料 2-9

(協議)

第7条 この協定の実施に関して必要事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

(期間)

第8条 この協定は、甲乙いずれかから協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月3日

## 資料 2-10

### 災害時における緊急放送の要請に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）とファイトマイタウンひたち協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第28号）第22条の規定に基づき、災害時における緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日立市内に風水害、地震、津波その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確な情報を市民に伝達することにより、市民生活の安全を確保するため、甲が乙に災害緊急放送を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、乙に対し、別表に定める基準により、災害緊急放送を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、災害時における緊急放送要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等によることができる。

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請に基づき速やかに災害緊急放送を行うものとする。

2 災害緊急放送は、乙の所有する放送設備を使用し、コミュニティFM放送局「FMひたち」において放送するものとする。

（費用負担）

第4条 災害緊急放送に係る費用は乙の負担とする。ただし、乙の通常勤務時間

## 資料 2-10

外の災害緊急放送に係る費用にあつては、甲の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、放送要請に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、相手方に通知しなければならない。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は平成23年10月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定書に疑義の生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月1日

## 資料 2-11

### 地震等大規模災害に関する基本覚書

日立市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社水戸支社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害の発生時（以下「災害時」という。）の対応について次のとおり基本事項を定め覚書を交換する。

#### 1 目的

この覚書は、平成23年3月11日の東日本大震災を教訓とし、災害時に協力して市民及び鉄道利用者等に安全な環境を提供することで「安全で安心できるまちづくり」に資することを目的とし、協力内容や役割分担等必要な事項を定め、円滑な災害対策を実施するものとする。

#### 2 連絡体制の確立

甲及び乙は、災害時に備え緊急時連絡体制を確立するものとする。

#### 3 情報の交換

甲及び乙は、災害等が発生又はその恐れがあると判断したときは、緊急時連絡体制に基づき速やかに情報の交換を行うものとする。新たに災害等の緊急情報を取得した場合も、緊急時連絡体制に基づき速やかに情報の交換を行うものとする。

#### 4 避難場所等の指定及び役割の明確化

甲及び乙は、災害時に備え、市民及び鉄道利用者等のための一時避難場所及び指定避難所を指定するとともに、甲及び乙は誘導時のそれぞれの役割を明確にするものとする。

#### 5 帰宅困難者の帰宅に対する相互協力

甲及び乙は、帰宅困難者の早期帰宅に向けて、相互に協力するものとする。

#### 6 津波に対する相互協力

甲及び乙は、津波に備え、避難経路及び安全な避難場所を指定し、迅速な避難誘導ができるよう相互に協力するものとする。

#### 7 早期復旧

乙は、災害等の影響で列車の運行が出来なくなった場合において、通勤及び通学等の鉄道利用者のために早期復旧に努めることとする。

なお、甲は乙から早期復旧に向けて協力要請があった場合は、出来る限り協力するものとする。

#### 8 訓練の実施

甲及び乙は、災害時に備え、適宜訓練を行うものとする。

#### 9 確認書の締結

甲及び乙は、上記項目を具体化するために、詳細について別途「地震等大規模災害に関する確認書」を交換するものとする。

#### 10 その他

本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、別途、甲及び乙で協議し定めるものとする。

以上、覚書の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月7日

## 資料 2-12

### アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定書

日立市(以下「甲」という。)と日立アマチュア無線クラブ(以下「乙」という。)とは、市が災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第51条に基づき実施する災害時における情報の収集及び伝達(以下「情報の収集伝達」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (主旨)

第1条 この協定は、市内及びその周辺において大規模な災害(法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に協力して情報の収集伝達を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、情報の収集伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集伝達について必要な協力を要請することができるものとする。

#### (協力の内容)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、積極的に無線局を開設し、市内の災害状況等について情報収集を行うとともに、知り得た情報を甲に提供する等、甲が行う情報収集に協力するものとする。

#### (情報の収集伝達の実施)

第4条 この協定による情報の収集伝達は、乙の構成員(以下「構成員」という。)が行うものとする。

#### (災害情報の提供)

第5条 乙は、必要と認められる災害情報については、第2条の規定による協力要請を待たずに甲に提供するように努めるものとする。

#### (情報連絡系統)

第6条 この協定による甲と乙との連絡体制は、別表のとおりとする。

#### (情報の収集伝達の共同訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、災害時における情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて訓練を行うものとする。

## 資料 2-12

(便宜の供与)

第8条 甲は、乙がこの協定による業務を行うため、アマチュア無線局を開設する場合には、施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

(災害補償)

第9条 第3条の規定による協力に係る業務に従事中の乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合のその者に係る災害補償は、日上市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年日上市条例第30号）の規定によるものとする。

(構成員名簿の提出)

第10条 乙は、この協定による業務を行う構成員について、毎年定期的に名簿を作成し、甲に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がないかぎり、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月23日

## 災害時における応援協定一覧

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

No.	協定名	相手先	締結年月日
1	日立市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定	日立市医師会	昭和 59 年 3 月 28 日
2	災害時等の相互応援に関する協定	茨城県内市町村	平成 6 年 4 月 1 日
3	茨城県広域消防相互応援協定	県内市町村及び広域事務組合等	平成 7 年 1 月 1 日
4	災害時における相互応援協定	北茨城市、高萩市	平成 7 年 11 月 1 日
5	災害時における相互応援協定	群馬県桐生市	平成 7 年 11 月 29 日
6	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定	生活協同組合パルシステム茨城	平成 8 年 6 月 20 日
7	災害応急復旧工事に関する協定	日立市建設業協会	平成 12 年 7 月 31 日
8	災害時における救援物資の供給に関する協定	利根コカ・コーラボトリング株式会社	平成 18 年 4 月 28 日
9	災害時における相互応援協定	山形県山辺町	平成 19 年 3 月 26 日
10	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	平成 19 年 3 月 26 日
11	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社サンユーストア一	平成 19 年 3 月 26 日
12	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	砂川産業株式会社	平成 19 年 3 月 26 日
13	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社カスミ	平成 19 年 4 月 9 日
14	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社カワチ薬品	平成 19 年 4 月 9 日
15	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社セイブ	平成 19 年 4 月 9 日
16	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社マールトグループホールディングス	平成 19 年 4 月 9 日
17	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社カインズ	平成 19 年 4 月 9 日
18	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社かわねや	平成 19 年 4 月 9 日
19	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社ベイシア	平成 19 年 5 月 10 日



資料 2-13

No.	協定名	相手先	締結年月日
20	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社エコス	平成 19 年 5 月 10 日
21	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社伊藤園	平成 20 年 3 月 26 日
22	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	西尾レントオール株式会社	平成 20 年 3 月 26 日
23	災害時におけるクリーニングサービス業務の提供に関する協定	ホワイト急便 株式会社 テイクオフ	平成 20 年 3 月 26 日
24	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 3 月 10 日
25	災害時の井戸の使用に関する協定	株式会社日立製作所電力システム社日立事業所	平成 23 年 12 月 28 日
26	災害時の井戸の使用に関する協定	日立アプライアンス株式会社多賀事業所	平成 23 年 12 月 28 日
27	災害時の井戸の使用に関する協定	日立金属株式会社日高工場	平成 23 年 12 月 28 日
28	地震等大規模災害に関する基本覚書	J R 東日本株式会社水戸支社	平成 24 年 3 月 7 日
29	アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定	日立アマチュア無線クラブ	平成 24 年 3 月 23 日
30	災害時における必要な物資の調達に関する協定	社団法人茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部	平成 24 年 5 月 22 日
31	全国鶉飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定	山梨県笛吹市、岐阜県岐阜市、岐阜県関市、愛知県犬山市、山口県岩国市	平成 24 年 10 月 26 日
32	災害時の緊急救援輸送に関する協定	社団法人茨城県トラック協会日立支部	平成 24 年 10 月 31 日
33	災害時における相互応援に関する協定	新潟県小千谷市	平成 24 年 12 月 26 日
34	災害時における避難所等施設利用に関する協定	県立日立北高等学校、同日立第一高等学校、同日立第二高等学校、同日立工業高等学校、同多賀高等学校、同日立商業高等学校、(株)日立製作所日立工業専修学校、学校法人茨城キリスト教学園	平成 25 年 12 月 19 日
35	災害時の医療救護活動に関する協定	日立薬剤師会	平成 26 年 4 月 1 日

資料 2-13

No.	協定名	相手先	締結年月日
36	災害時における協力に関する協定	公益財団法人茨城県開発公社	平成 26 年 4 月 1 日
37	全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定	北海道新ひだか町、秋田県仙北市、宮城県柴田町、福島県富岡町、群馬県前橋市、埼玉県幸手市、新潟県五泉市、岐阜県本巣市	平成 26 年 4 月 17 日
38	災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会	平成 26 年 8 月 8 日
39	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	茨城中央葬祭業協同組合	平成 26 年 10 月 3 日
40	日立市緊急情報発信機器等の活用に関する協定	東京電力株式会社茨城支店水戸支社	平成 27 年 3 月
41	日立市緊急情報発信機器等の活用に関する協定	東日本電信電話株式会社茨城支店	平成 27 年 3 月 9 日
42	日立市緊急情報発信機器等の活用に関する協定	東京ガス株式会社日立支社	平成 27 年 3 月 9 日
43	日立市緊急情報発信機器等の活用に関する協定	株式会社 J W A Y	平成 27 年 3 月 25 日
44	災害時における緊急放送の要請に関する協定	ひたちコミュニティ放送合同会社	平成 27 年 8 月 25 日
45	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	平成 27 年 10 月 21 日
46	災害時相互応援協定に関する協定	栃木県小山市、埼玉県新座市、愛知県豊川市、愛知県西尾市	平成 28 年 3 月 18 日
47	災害発生時における日立市と日立市内郵便局との協力に関する協定	日本郵便株式会社日立郵便局ほか市内全局(29局)	平成 29 年 8 月 25 日
48	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する協定	日立市建築塗装組合	平成 29 年 10 月 12 日

## 資料 2-14

### 災害時における物資の調達に関する協定書

日立市(以下「甲」という。)と社団法人茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部(以下「乙」という。)は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

(主旨)

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 市外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

(3) その他緊急に必要となったとき。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況について、甲へ文書をもって連絡するものとする。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次に掲げる物とする。

(1) LPガス

(2) その他甲が必要とする物

(物資の引渡し)

第4条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

(物資の価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格(乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。)とすることを基本とし、甲乙協議して決定するものとする。

## 資料 2-14

(代金の支払)

第6条 甲は、引き取った物資の代金を、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(物資の保有数量の報告)

第7条 乙は、毎年3月31日及び9月30日現在の物資の保有数量を「物資保有数量報告書(別記様式)」により、甲に報告するものとする。

(情報連絡系統)

第8条 この協定による甲と乙との連絡体制は、別表のとおりとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がないかぎり、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年5月22日

## 資料 2-15

### 災害時の緊急救援輸送に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と社団法人茨城県トラック協会日立支部（以下「乙」という。）は、災害時の緊急救援輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、甲の要請に応じ、乙が緊急救援輸送に関する業務を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（業務の範囲）

第2条 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 緊急救援輸送に関し必要な車両及び機材等の出動
- (2) 緊急救援輸送に関し必要な人員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（緊急救援輸送の要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急救援輸送を要請することができるものとする。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 市外の災害救助のため必要があると認められるとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

2 前項の要請は、災害時の緊急救援輸送に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請を行い、後日、速やかに要請した旨及びその内容を記載した要請書を提出するものとする。

（措置状況の報告等）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況について甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 緊急救援輸送に関する業務の実施に要した経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法が適用される場合は、同法の定めるところにより、基準の範囲内において甲が負担する。
- (2) 前号以外の場合は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、その区分及び範囲について、甲乙協議の上、決定する。

## 資料 2-15

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、緊急救援輸送に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行なうため、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかからも協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定書に疑義の生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月31日

資料 2-15

様式第1号

災害時の緊急救援輸送に関する要請書

申請者 所属 \_\_\_\_\_  
職氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

申請年月日	平成 年 月 日
要請の内容	
その他必要な事項	